



被告は、別紙2相手方目録記載の各相手方に対し、同目録記載の各費用弁償額欄の各金員及びこれに対する平成19年9月20日からそれぞれ支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

## 第2 事案の概要

本件は、札幌市の住民である原告が、札幌市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和26年7月21日条例第30号。平成19年札幌市条例第33号による改正前のもの。以下「本件条例」という。）2条及び同条例附則11項に基づき札幌市議会議員に対して行った費用弁償の支給が違法であり、札幌市は別紙2相手方目録の費用弁償額欄記載の金額相当額の損害を被ったと主張して、地方自治法（以下「法」という。）242条の2第1項4号に基づき、札幌市の市長である被告に対し、別紙2相手方目録記載の各相手方に対して上記支出相当額の損害金及びこれらに対する訴状送達の日翌日である平成19年9月20日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払の請求をするように求めた住民訴訟である。

### 1 争いのない事実等（証拠により認定した事実は括弧内に掲記した。）

#### (1) 当事者

ア 原告は、札幌市の住民である。

イ 被告は、札幌市長であり、札幌市の執行機関である。

ウ 別紙2相手方目録記載の相手方は、別紙3のとおり、平成18年4月から平成19年5月までの間、札幌市議会議員であった（弁論の全趣旨）。

#### (2) 本件条例の抜粋（乙1）

（報酬）

第1条 市議会議員（以下「議員」という。）の報酬は、次のとおりとする。

(1) 議長である議員	月額	104万円
(2) 副議長である議員	月額	95万円
(3) 前2号以外の議員	月額	86万円

(費用弁償)

第2条 議員が定例会、臨時会、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の会議に出席したときは、費用弁償として日額1万2500円を支給する。

同条例附則

11 平成17年4月1日から平成23年5月1日までの間に定例会、臨時会、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の会議に出席した議員に対して支給することとなる費用弁償の日額については、第2条の規定にかかわらず、1万円とする。

(3) 他の政令指定都市における費用弁償額

札幌市以外の各政令指定都市における費用弁償額は、平成19年5月31日当時、別紙4のとおりであった(甲2)。

(4) 費用弁償の支給

ア 札幌市は、本件条例2条及び同条例附則11項に基づき、市議会議員が定例会、臨時会、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の会議に出席した場合、日額1万円の費用弁償(2か月に1回の偶数月の支給日に、前月分及び前々月分を支給するもの。)を行ってきたところ、平成18年4月から平成19年5月までの間、別紙2相手方目録の費用弁償額欄記載のとおり、84名の市議会議員に対し、総額3855万円を支給した(甲2、甲4の1から甲4の7、以下「本件費用弁償」という。)

イ 本件費用弁償のうち平成18年4月及び5月分について、資金前渡分として支給された28万円は平成18年6月5日に、口座振替された215万円は同年6月9日に支給された(甲4の1、乙2の1、2。なお、この支給額については、訴外横山光之に対して支給された部分も含まれている。)

(5) 住民監査請求

原告は、平成19年6月15日、本件費用弁償について、札幌市監査委員に対し、必要な措置を講ずべきことを請求した（甲1、以下「本件監査請求」という。）。

札幌市監査委員は、同年7月25日、本件費用弁償の支出は違法又は不当な点は認められず、本件費用弁償の支出による損害も生じていないから、本件費用弁償を受領した議員には不当利得は生じていないと判断し、原告に対し、その結果を書面により通知した（甲2）。

(6) 本訴提起

原告は、平成19年8月24日、本件費用弁償の支出は違法であるとして、法242条の2第1項4号に基いて、本件訴訟を当裁判所に提起した。

(7) 本件条例の改正

札幌市議会は、平成19年9月26日、本件条例を改正し、費用弁償の制度を廃止した（甲8から10）。

2 争点及び争点に関する当事者の主張

(1) 本案前の争点（監査前置の有無）

（被告の主張）

本件費用弁償のうち別紙1記載の平成18年4月及び5月分は、資金前渡分は平成18年6月5日、口座振替分は同月9日に支出されている。原告が、法242条1項の規定に基づいて本件監査請求を行ったのは、平成19年6月15日であるところ、上記部分については、支出されてから監査請求期間である1年を経過しているため適法な監査請求を経たとはいえないから、訴訟要件を欠き、不適法として却下されるべきである。

(2) 本案の争点（本件費用弁償の違法性の有無）

（原告の主張）

ア 札幌市議会は、費用弁償の額、支給方法等を決定することについての裁量権を有するが、市民から納付された税金から支出されるものであるから、

その裁量権の行使に当たっては、常にその必要性、目的及び範囲についての検討を行う必要がある。

イ 平成19年5月16日付け北海道新聞における「議員とお金」市議アンケートにおいて、費用弁償の位置づけにつき、平成19年5月当時の札幌市議会議員のうち16名が休業補償を含む旨の回答をし、17名が日当を含む旨の回答をしている。しかし、費用弁償は、市議会議員が定例会等に出席するなど、議員としての職務を行うために要する経費を償うために支給されるものであり、その実質は交通費又はそれに準ずる費用以外には想定しがたく、「日当（雑費）」や「事務経費」がどうしても必要なのか理解しがたい。むしろ、議会に出席するのは市議会議員の当然の職務であるから、それに日当を考えること自体不当である。

ウ 費用弁償が報酬の二重払いではないかという疑義が出されたのはかなり前のことであるのに、札幌市議会議員は、上記のとおり、費用弁償の意味について、いまだに「日当」、「交通費」又は「休業補償」と回答したり、また、札幌市議会は、平成19年9月26日に市民感情を意識して、費用弁償を全廃してしまうなど、費用弁償の必要性、目的及び範囲についてこれまで真剣に議論してきたとは考えられない。

エ 以上のとおり、本件条例の費用弁償に関する規定の制定につき、適切な裁量の行使があつたとはいえ、札幌市議会の裁量権の範囲を逸脱あるいは濫用した違法があり、これに基づく本件費用弁償は違法である。

(被告の主張)

いかなる事由を費用弁償の支給事由として定めるか、標準的な実費である一定の額をいくらとするかについては、費用弁償に関する条例を定める当該普通地方公共団体の議会の裁量判断にゆだねられている。

札幌市においては、本件条例2条及び同条例附則11項で費用弁償につき、実際に費消した額の多寡にかかわらず、あらかじめ一定の支給事由を定め、

それに該当するときに、一定の額を支給する方法（定額方式）を定めている。そして、本件条例で定められた費用弁償額は、他の政令指定都市における費用弁償の支給額と比較しても、均衡を失するものとはいえず、合理性を欠くものではない。

したがって、費用弁償に関する条例を定める札幌市議会の裁量判断に逸脱・濫用はなく、本件費用弁償は、本件条例の定めるところにより支給されていたものであるから、何ら違法性はない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 本案前の争点（監査前置の有無）

法242条1項は、普通地方公共団体の住民が当該普通地方公共団体執行機関又は職員による違法、不当な財務会計行為上の行為又は怠る事実につき監査請求することができるものと規定し、法242条の2第1項は、住民訴訟につき、監査請求前置主義を定めているから、適法な監査請求を経ない住民訴訟は不適法となる。

そして、法242条2項は監査請求期間を当該行為のあった日又は終わった日から1年と規定しているところ、本件費用弁償のうち平成18年4月及び5月分の費用弁償については、同年6月9日までに支出され、原告が本件監査請求を行ったのは平成19年6月15日であるから、上記部分については費用弁償の支出のときから1年を経過していることは明らかである。なお、札幌市監査委員は、本件監査請求において、平成18年4月及び5月分の費用弁償についても、実体的判断を示して監査結果を通知しているが、この部分は不適法な監査請求であるから、それを前提とする住民訴訟は不適法である。

したがって、別紙1のとおり、平成18年4月及び5月分を請求する部分は不適法であり、許されないというべきである。

#### 2 本案の争点（本件費用弁償の違法性の有無）

原告は、札幌市議会において、費用弁償に関する十分な議論がされないまま、

日額1万円を一律支給することが札幌市議会の裁量権の逸脱・濫用に当たり違法である旨主張するが、その主張は、本件条例2条及び同条例附則11項の規定が、法203条3項に違反することを前提としているものというべきである。

そこで、本件条例2条及び同条例附則11項の規定が、法203条3項に違反するかどうかについて検討する。

法203条は、普通地方公共団体の議会の議員等は職務を行うため要する費用の弁償を受けることができ（同条3項）、その費用弁償の額及び支給方法は条例でこれを定めなければならない（同条5項）と規定しているところ、この費用弁償については、あらかじめ費用弁償の支給事由を定め、それに該当するときには、実際に費消した額の多寡にかかわらず、標準的な実費である一定の額を支給することとする取扱いをすることも許されると解すべきであり、そして、この場合、いかなる事由を費用弁償の支給事由として定めるか、また、標準的な実費である一定の額をいくらとするかについては、費用弁償に関する条例を定める当該普通地方公共団体の議会の裁量判断にゆだねられていると解される（最高裁判所平成2年12月21日第二小法廷判決・民集44巻9号1706頁参照）。

本件条例2条及び同条例附則11項は、札幌市議会議員が、定例会、臨時会、常任理事会、議会運営委員会及び特別委員会の会議に出席したときは、費用弁償として日額1万円を支給する旨を定めているが、これは議員が職務を行うために要する、交通費、日当（雑費等）、事務経費等の経費を総括したものであり、別紙4の他の政令指定都市における費用弁償の支給額の定めなどを考慮すると、当該金額が不相当に高額とまでいえず、その他、本件条例2条及び同条例附則11項に規定された費用弁償の支給事由及び額が法203条により札幌市議会に与えられた裁量権の範囲を超え又はそれを濫用したものであることを認めるに足りる事情はうかがわれぬ。なお、札幌市議会において、これまで費用弁償について十分な議論がされたかどうかは、上記判断に影響を与えるも

のではない。

したがって、本件条例2条及び同条例附則11項は、法203条に違反するものではないから、本件費用弁償の支給は適法である。よって、原告の請求は、その余の点について判断するまでもなく、理由がない。

## 2 結論

以上によれば、原告の訴えのうち、被告に対して、本件費用弁償のうち平成18年4月及び5月分を別紙1記載の各相手方に請求するよう求める部分は、不適法であるから却下することとし、その余の請求については理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

札幌地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官 坂 本 宗 一

裁判官 齋 藤 紀 子

裁判官 中 野 晴 行

(別紙1)

平成18年4月分及び5月分の費用弁償額

	相手方(議員名)	費用弁償額(円)		相手方(議員名)	費用弁償額(円)
1	青山浪子	30,000	35	柴田薫心	30,000
2	芦原進	40,000	36	鈴木健雄	40,000
3	阿知良寛美	50,000	37	高橋功	50,000
4	飯坂宋子	40,000	38	高橋克朋	30,000
5	五十嵐徳美	40,000	39	高橋忠明	20,000
6	伊藤理智子	30,000	40	武市憲一	50,000
7	井上ひさ子	30,000	41	田中昭男	40,000
8	猪熊輝夫	30,000	42	谷沢俊一	30,000
9	伊与部年男	50,000	43	西村茂樹	30,000
10	大越誠幸	10,000	44	畑瀬幸二	30,000
11	大嶋薫	50,000	45	馬場泰年	50,000
12	大西利夫	50,000	46	林家とんでん平	30,000
13	小形香織	30,000	47	原口伸一	60,000
14	小川勝美	50,000	48	福士勝	30,000
15	長内直也	50,000	49	藤川雅司	50,000
16	小田信孝	30,000	50	ふじわら広昭	30,000
17	小谷依蔵	30,000	51	細川正人	30,000
18	小野正美	40,000	52	堀川素人	30,000
19	恩村一郎	30,000	53	本郷俊史	60,000
20	柿崎勲	30,000	54	松浦忠	50,000
21	勝木勇人	30,000	55	三浦英三	30,000
22	上瀬戸正則	40,000	56	三上洋右	30,000
23	川口谷正	30,000	57	湊谷隆	30,000
24	義卜雄一	30,000	58	峯廻紀昌	40,000
25	熊谷憲一	30,000	59	宮川潤	40,000
26	桑原透	30,000	60	三宅由美	30,000
27	小須田悟士	30,000	61	宮村素子	30,000
28	小林郁子	30,000	62	宮本吉人	40,000
29	近藤和雄	30,000	63	村上勝志	30,000
30	坂ひろみ	40,000	64	村松正海	30,000
31	坂本恭子	30,000	65	村山秀哉	40,000
32	笹出昭夫	40,000	66	山田一仁	30,000
33	佐藤典子	30,000	67	涌井国夫	30,000
34	佐藤美智夫	30,000			

\*1 議員活動において、通称を使用している議員については、当該通称をもって記載した。

\*2 番号9の伊与部年男及び番号50のふじわら広昭については、第22期(平成19年5月2日以降)における氏名を記載した。

(別紙2)

## 相手方目録

	相手方(議員名)	平成18年4月から 平成19年3月分(円)	平成19年4月及び 同年5月分(円)	費用弁償額(合計, 円)
1	青山浪子	490,000	30,000	520,000
2	芦原進	580,000	40,000	620,000
3	阿知良寛美	570,000	30,000	600,000
4	飯坂宋子	570,000		570,000
5	五十嵐徳美	580,000	30,000	610,000
6	伊藤理智子	480,000	30,000	510,000
7	井上ひさ子	480,000	40,000	520,000
8	猪熊輝夫	570,000	40,000	610,000
9	伊与部年男	570,000	40,000	610,000
10	大越誠幸	230,000	40,000	270,000
11	大嶋薫	620,000	40,000	660,000
12	大西利夫	570,000		570,000
13	小形香織	550,000		550,000
14	小川勝美	570,000		570,000
15	長内直也	570,000	40,000	610,000
16	小田信幸	520,000		520,000
17	小谷俊蔵	530,000		530,000
18	小野正美	600,000	30,000	630,000
19	恩村一郎	470,000	40,000	510,000
20	柿崎勲	540,000		540,000
21	勝木勇人	560,000	40,000	600,000
22	上瀬戸正則	530,000		530,000
23	川口谷正	550,000	30,000	580,000
24	義卜雄一	490,000	40,000	530,000
25	熊谷憲一	560,000		560,000
26	桑原透	520,000	30,000	550,000
27	小須田悟士	520,000		520,000
28	小林郁子	510,000		510,000
29	近藤和雄	480,000	30,000	510,000
30	坂ひろみ	610,000	40,000	650,000

	相手方 (職員名)	平成18年4月から 平成19年3月分 (円)	平成19年4月及び 同年5月分 (円)	費用弁償額 (合計, 円)
31	坂本恭子	530,000	30,000	560,000
32	笹出昭夫	610,000	30,000	640,000
33	佐藤典子	580,000	30,000	610,000
34	佐藤美智夫	560,000	20,000	580,000
35	柴田薫心	560,000		560,000
36	鈴木健雄	540,000	30,000	570,000
37	高橋功	610,000	30,000	640,000
38	高橋克朋	580,000	40,000	620,000
39	高橋忠明	490,000		490,000
40	武市憲一	570,000	30,000	600,000
41	田中昭男	560,000		560,000
42	谷沢俊一	540,000	30,000	570,000
43	西村茂樹	470,000	30,000	500,000
44	畑瀬幸二	510,000	20,000	530,000
45	馬場泰年	570,000	30,000	600,000
46	林家とんでん平	570,000	30,000	600,000
47	原口伸一	470,000		470,000
48	福士勝	510,000	30,000	540,000
49	藤川雅司	580,000	30,000	610,000
50	ふじわら広昭	570,000	50,000	620,000
51	細川正人	490,000	30,000	520,000
52	堀川素人	530,000	30,000	560,000
53	本郷俊史	620,000	40,000	660,000
54	松浦忠	570,000	30,000	600,000
55	三浦英三	530,000	30,000	560,000
56	三上洋右	500,000	30,000	530,000
57	湊谷隆	530,000	30,000	560,000
58	峯廻紀昌	560,000	30,000	590,000
59	宮川潤	590,000	40,000	630,000
60	三宅由美	560,000	40,000	600,000
61	宮村素子	570,000	30,000	600,000
62	宮本吉人	560,000	30,000	590,000

	相手方 (職員名)	平成18年4月から 平成19年3月分 (円)	平成19年4月及び 同年5月分 (円)	費用弁償額 (合計, 円)
				480,000
63	村上勝志	480,000		480,000
64	村松正海	560,000	30,000	590,000
65	村山秀哉	560,000	30,000	590,000
66	山田一仁	570,000	40,000	610,000
67	涌井国夫	570,000	40,000	610,000
68	小川直人		40,000	40,000
69	佐藤右司		30,000	30,000
70	しのだ江里子		30,000	30,000
71	宝本英明		30,000	30,000
72	長谷川衛		30,000	30,000
73	山口かずさ		30,000	30,000
74	飯島弘之		40,000	40,000
75	小嶋裕美		30,000	30,000
76	佐々木みつこ		30,000	30,000
77	宗形雅俊		30,000	30,000
78	横山峰子		30,000	30,000
79	橋田浩太郎		30,000	30,000
80	岩村米子		30,000	30,000
81	村上仁		30,000	30,000
82	伊藤牧子		30,000	30,000
83	小倉菜穂子		30,000	30,000
84	國安政典		30,000	30,000
			合計	38,550,000

\*1 議員活動において、通称を使用している議員については、当該通称をもって記載した。

\*2 番号9の伊与部年男及び番号50のふじわら広昭については、第22期(平成19年5月2日以降)における氏名を記載した。

(別紙3)

## 平成18年4月から平成19年5月までの札幌市議会議員

	平成18年4月から		平成18年4月から 平成19年5月1日まで		平成19年5月2日以降
1	青山浪子	4	飯坂宋子	68	小川直人
2	芦原進	12	大西利夫	69	佐藤右司
3	阿知良寛美	13	小形香織	70	しのだ江里子
5	五十嵐徳美	14	小川勝美	71	宝本英明
6	伊藤理智子	16	小田信孝	72	長谷川衛
7	井上ひさ子	17	小谷倭藏	73	山口かずさ
8	猪熊輝夫	20	柿崎勲	74	飯島弘之
9	伊与部年男	22	上瀬戸正則	75	小嶋裕美
10	大越誠幸	25	熊谷憲一	76	佐々木みつこ
11	大嶋薫	27	小須田悟士	77	宗形雅俊
15	長内直也	28	小林郁子	78	横山峰子
18	小野正美	35	柴田薫心	79	福田浩太郎
19	恩村一郎	39	高橋忠明	80	岩村米子
21	勝木勇人	41	田中昭男	81	村上仁
23	川口谷正	47	原口伸一	82	伊藤牧子
24	義卜雄一	63	村上勝志	83	小倉菜穂子
26	桑原透			84	國安政典
29	近藤和雄				
30	坂ひろみ				
31	坂本恭子				
32	笹出昭夫				
33	佐藤典子				
34	佐藤美智夫				
36	鈴木健雄				
37	高橋功				
38	高橋克朋				
40	武市憲一				
42	谷沢俊一				
43	西村茂樹				
44	畑瀬幸二				

	平成18年4月から	平成18年4月から 平成19年5月1日まで	平成19年5月2日以降
45	馬場泰年		
46	林家とんでん平		
48	福士勝		
49	藤川雅司		
50	ふじわら広昭		
51	細川正人		
52	堀川素人		
53	本郷俊史		
54	松浦忠		
55	三浦英三		
56	三上洋右		
57	湊谷隆		
58	峯廻紀昌		
59	宮川潤		
60	三宅由美		
61	宮村素子		
62	宮本吉人		
64	村松正海		
65	村山秀哉		
66	山田一仁		
67	涌井国夫		

- \*1 議員活動において、通称を使用している議員については、当該通称をもって記載した。
- \*2 番号9の伊与部年男及び番号50のふじわら広昭については、第22期（平成19年5月2日以降）における氏名を記載した。

(別紙4)

各政令指定都市における費用弁償額

都市名	費用弁償額 (日額, 円)
仙台	10,000
新潟	5,000
さいたま	なし
千葉	8,000
川崎	7,000
横浜	なし
静岡	公共交通費実費
浜松	なし
名古屋	10,000
京都	10,000
大阪	なし
堺	なし
神戸	(応距離) 8,000から14,000
広島	11,000
北九州	(応距離) 7,000から10,000
福岡	10,000

これは正本である。

平成 20年 3月 27日

札幌地方裁判所民事第3部

裁判所書記官 勢上晃浩